

従来の乗務前の点呼で十分であり、 検知器の導入は必要ない！

「乗務員区所へのアルコール検知器の導入について」業務委員会開催

本社は本日、業務委員会を開催し、「乗務員区所へのアルコール検知器の導入について」説明を受けました。

「乗務員による酒気帯び乗務防止に関する意識高揚、及び乗務員の飲酒に関する自己管理の更なる浸透」を目的とし、乗務員区所等へのアルコール検知器を設置し、具体的にはアルコール検知器を使用した場合で0.15mg/l以上の値が出た場合は乗務不可とする、使用開始は11月1日、といった内容です。

会社は「管理者の判断によりアルコール検知器の使用を指示する」としていますが、J R 東海労は今後も従来からの乗務前の点呼を厳正に行うのであれば、アルコール検知器の導入は必要ないと強く主張しました。別紙会社説明資料を参照して下さい。

主なやりとりは以下のとおりです。

組合：今回の「アルコール検知器の導入」は、国土交通省からの指導があつての導入なのか。また、J R 他社の導入状況はどうか。

会社：国土交通省からの指導はない。会社独自判断して導入する。J R 他社は形態は違うが全社導入されている。

組合：検知器使用の対象者の「運転士及び車掌」とは具体的にはどうか。

会社：職名ということであり、本線乗務を行う在来線、新幹線の運転士及び車掌、工場や車両区で入れ換えを担当する運転士が当面「11月1日」からの対象者である。新幹線の車両所の構内操縦者は「11月1日」からの対象者ではないがいずれ対象と考えている。駅の運転取り扱いを行う社員は、今後対象となる可能性はある。

組合：全乗務員が対象で、毎行路出勤ごとに検査を行うのか。

会社：そうではない。あくまでも管理者の判断でアルコール検知器の使用を指示するのが基本である。

組合：「必ず使用する」場合の「乗務員宿泊所に宿泊した後の最初の点呼が、管理者と対面しない形態」とは具体的にはどういうケースか。新幹線、在来線ともそのケースはあるのか。

会社：在来線で宿泊所からテレビ点呼を行うケースである。新幹線では当てはまらない。具体的取り扱いは検討中である。

組合：「0.15mg/l」とはどこから算出したのか。

会社：道路交通法上では「酒気帯び運転」と判断される数字である。

組合：飲酒していなくても、アフターシェーブローションやコーヒーで「アルコール検知」と誤検知されるケースがあると聞いている。

会社：それは承知している。アルコール検知器の機種選択にあたり、最も誤検知が少ないものを選んだ。そのような場合、うがいをしたり口を拭くなどして再度やっ

てもらう。

組合：乗務員は最近のアルコールに関する事故などの報道で飲酒については相当気をつけている。これからも厳正な点呼を行うならば、アルコール検知器など必要ない。恣意的に使用される懸念がある。

会社：恣意的な運用はしない。

組合：東海鉄道事業本部、静岡支社、三重支店において業務委員会を開催して説明するというが、新幹線鉄道事業本部、関西支社でも説明するべきである。

会社：新幹線鉄道事業本部、関西支社においては本部・本社間で説明した通りである

組合：酒気帯び乗務防止に関する意識高揚、及び乗務員の飲酒に関する自己管理の更なる浸透を目的とするならば、たとえ具体的に必ず使用するケースがないとしても新幹線地本、新幹線関西地本に対しても説明すべきである。今後問題があれば申し入れていく。

以 上

乗務員区所へのアルコール検知器の導入について

平成 19 年 9 月 3 日

安 全 対 策 部

当社では、従来から乗務前の点呼を厳正に行うことによって、管理者が乗務員の健康状態を含めた乗務可否の総合的な判断を行ってきた。

一方、運輸業界における飲酒に係る不適切な事象をはじめ、飲酒運転の撲滅に関する世論の高まり等の社会情勢を踏まえ、乗務員による酒気帯び乗務防止に関する意識高揚、及び乗務員の飲酒に関する自己管理の更なる浸透を目的とし、乗務員区所等へアルコール検知器を設置することとする。

1. アルコール検知器の使用法等

(1) 対象者

運転士及び車掌

(2) 使用方法

- ・管理者は、点呼時等において、乗務員に飲酒の疑義を認めた場合は、当該乗務員が乗務できるか否かを判断する材料の 1 つとして、必要によりアルコール検知器の使用を指示する。
- ・乗務員宿泊所に宿泊した後の最初の点呼が、管理者と対面しない形態の場合は、当該点呼時において必ずアルコール検知器を使用する。

2. 乗務可否の判断方法及び基準

管理者が総合的に判断する。

なお、アルコール検知器を使用した場合で、 0.15mg/l 以上の値が出た場合は、乗務不可とする。

3. アルコール検知器設置箇所

乗務員区所、車両所及び泊行路の起床後の最初の出先点呼が管理者と対面しない形態をとる出先点呼箇所

4. 使用開始予定日

平成 19 年 11 月 1 日